

上毛町教育大綱

令和4年度～令和8年度

「みんなが輝くまち上毛」の実現をめざして



K O G E I T O W N

令和4年3月

上 毛 町

I はじめに

上毛町では、人口減少・少子高齢化、情報通信技術の進展や交通手段の発達等によるグローバル化、産業構造の変化、価値観やライフスタイルの多様化等社会が大きく変化する中で、一人ひとりが自らのまちに誇りと責任を持ちながら、それぞれの立場できらりと輝くことができるよう「第2次上毛町総合計画」に掲げる将来像を「みんなが輝くまち上毛」として、本町の持つ自然や歴史、社会的特性を生かしたまちづくりを進めているところです。

また、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年制定）に基づいて、上毛町が将来にわたり、活力ある持続可能な地域であり続けるための総合戦略として策定した第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に則り「①安定した雇用を創出する②新しいひとの流れをつくる③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる④時代にあった地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つの基本目標を設定し、様々な施策を実施しています。

さらには、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月に施行され、新たな教育委員会制度のもと、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」を設置し、当該地方公共団体の教育、学術及び文化・スポーツの振興に関する総合的な施策の大綱について定めることとされました。

このような状況の中、本町では、幼児期から大人までを見据え、学校・家庭・地域が連携し相互に協力することにより、持続可能な社会の実現に向け、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる人材の育成を図ります。そして、このことをとおして「みんなが輝くまち上毛」の実現に努めて参りたいと考えます。そこで、その実現を目指し、今後の学校教育、学術及び文化・スポーツの振興に関して基本目標や基本方針を示す「上毛町教育大綱」（以下「大綱」という。）を定めます。

令和4年3月

上毛町長 坪根秀介

Ⅱ 大綱の位置づけ

大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」第1条の3の規定に基づき、上毛町の教育がめざす姿や基本目標、施策の基本方針を明らかにするものであり、総合教育会議において、町長と教育委員会が協議・調整し、町長が策定するものです。

教育行政を推進していく上で、教育に関する施策と町全体の計画や施策との整合性が保たれる必要があります。このため、上毛町のまちづくりの最上位計画である「第2次上毛町総合計画」（平成29年度～令和8年度）を踏まえて策定します。

「第2次上毛町総合計画」に示されている基本計画の中で、教育に関わるものを中心に、現在の教育環境を取り巻く状況から新たに教育の課題であると判断したものを加え、教育大綱として位置づけました。

「第2次上毛町総合計画」将来像～みんなが輝くまち上毛～
【まちづくりの基本目標】

- 子どもが輝くまちへ（子育て支援・教育の充実）
- たくさんの人で輝くまちへ（定住・交流人口の増加と社会参加）
- 心から笑顔で輝くまちへ（安全・安心と優しい暮らし実現）
- 輝くまちの基盤づくり（住みやすいまちの実現）

Ⅲ 持続可能な開発目標（SDGs）の達成

「持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27年（2015）年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、令和12（2030）年を期限とする社会全体の普遍的な国際目標です。

地方公共団体において、近年の複雑化・多様化する行政課題に対応し、持続可能な町を目指していくためには、SDGsを統合的解決の視点から正しく理解し、達成に向けて具体的な取組を進めていくことが重要であり、本町においても各種計画の政策や施策を通じて、SDGs達成に向けた取組を推進しています。

教育大綱においても、施策の推進によりSDGs達成に向けた取組を推進します。

IV 大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、「第2次上毛町総合計画」の基本計画の実施期間に合わせ、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、国、県及び町の計画変更並びに今後の社会情勢の動向等により、この大綱に見直しが必要な場合は、総合教育会議において協議・調整の上、見直しを行うこととします。

V 上毛町の教育がめざす姿

「みんなが輝くまち上毛」を拓く人材の育成

～行きたい学校、帰りたい家庭、出かけた地域づくりをとおして～

VI 基本目標

- 1 真理を求め、意欲的に学び、確かな学力を身につけるとともに、豊かな心を持ち、たくましく生き抜くための健康や体力を備えた町民を育成する。
- 2 志と自律心を持ち、創造性や個性に富み、生涯にわたって学ぶ町民を育成する。
- 3 正義を愛し、他者を思いやり、共に生きる心や公共の精神に基づく強い自覚と実践力を持ち、人権を尊重する町民を育成する。
- 4 命あるものを尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する町民を育成する。
- 5 文化・スポーツと伝統を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、人類の平和と発展に貢献できる国際感覚豊かな町民を育成する。

VII 基本方針

これらの基本目標を達成するためには、学校教育、社会教育、家庭教育、文化・スポーツ及び人権教育等様々な分野での施策を立案して

いく必要がありますが、その基となる「基本方針」を次の5つに整理しました。

- A 個性や能力に富み、学力や体力を備えた子どもの育成
- B 豊かな心を持ち、国際感覚を備えた子どもの育成
- C 地域とともにある、信頼される学校づくり
- D 生涯学習・スポーツの推進と伝統・文化の振興
- E 人権が尊重される心豊かな社会の創造

Ⅷ 基本方針に基づく主要施策

今日の教育をめぐる様々な課題や社会の変化を踏まえると、個人が幸福で充実した生涯を実現するうえでも、また、地域社会が発展するうえでも、その基礎となるのは人づくり、すなわち教育において他にありません。

以下、各基本方針にそった主要施策を提起します。また、主要施策の番号は「第2次上毛町総合計画」の基本計画における主要施策番号に対応しています。

なお、この主要施策については、毎年見直しを行います。

A 個性や能力に富み、学力や体力を備えた子どもの育成

子どもは上毛町の将来を担い、活力を生み出すまちの宝です。上毛町が将来にわたって元気なまちであり続けるためには、子どもたちが元気に育つことが大切です。

心身ともに健やかな子どもを育成するため、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく身につけさせ「生きる力」を育成するために、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上など、児童・生徒の個性や才能を大きく伸ばせるような水準の高い教育を行うことができるよう学校教育の充実を図ります。

- 1 子どもの学力の向上や個性・能力の伸長
《主要施策－基本計画 1-2①③④》
(1) 確かな学力の育成を図る事業の充実

- (上毛町学力向上検証委員会事業の充実、「主体的・対話的で深い学び」の実現等)
- (2) 社会の変化に対応した教育の推進
(ICT(※1)を活用した教育、キャリア教育等)
 - (3) 小学校1年生からの外国語(英語)活動と中学校における「上毛塾」・「英検塾」の充実
 - (4) 学校、家庭、地域が連携した生活、学習習慣形成の推進
(上毛中学校区スタンダード(※2)の確立)
 - (5) 自立や社会参加に向けた特別支援教育の改善・充実
(インクルーシブ教育システム(※3)の推進等)
 - (6) 教職員の指導力の向上
(計画的・体系的な教職員研修の実施)
 - (7) 快適な教育環境をめざす施設・設備の整備
- 2 子どもの体力の向上や健やかな体の育成
《主要施策－基本計画 1-2①》
- (1) 体力向上のための取組の推進
(1校1取組を通した運動習慣の定着)
 - (2) 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり

※1 ICT:Information and Communication Technology(インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー)の略語で、情報処理や通信に関連する技術、産業、サービスの総称

※2 上毛中学校区スタンダード:上毛町の小・中学校で話し合い、目指す児童・生徒像のもと、生活や学習における約束を統一して示したもの

※3 インクルーシブ教育システム:人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

B 豊かな心を持ち、国際感覚を備えた子どもの育成

学校・家庭・地域、さらには関係機関が連携し、豊かな心の育成はもとよりチーム学校として、いじめ・不登校、問題行動等の諸課題の解決に向けた取組を行うとともに、児童・生徒が生き生きと過ごせる学校づくりを推進します。

また、経済や文化のグローバル化(※4)が急速に進む中、子どもの頃から異文化交流や国際交流を行うことにより、国際的な視野とものの

見方・考え方に立った国際人の育成を図る施策の充実に努めます。

1 豊かな心を持った子どもの育成

《主要施策－基本計画 1-2③⑥、1-3①、2-5⑤、3-31》

- (1) 豊かな心を育む教育の充実
(道徳の時間を要として)
- (2) いじめ・不登校、問題行動等の解決に向けた相談・指導体制の充実
(関係機関・団体と連携した「チーム学校」の推進)
- (3) 読書活動の充実
- (4) 体験活動の充実
(こうげっこ通学合宿事業の推進等)
- (5) 一人ひとりの人権を尊重する教育の推進
- (6) 健康教育、食育、環境教育の充実

2 国際感覚あふれる子どもの育成

《主要施策－1-2①、1-3①》

- (1) 伝統と文化を尊重し、グローバル社会に対応する教育の推進
- (2) 上毛町少年海外体験学習事業（バンコク友好の翼）の充実
- (3) コミュニケーション能力の育成を目指した「国内留学体験学習事業」並びに「英検塾」の実施

3 ふるさと「上毛」を愛する青少年の育成

《主要施策－1-2⑤》

- (1) 地域ぐるみによる青少年健全育成の推進
- (2) 関係機関・団体との連携強化

※4 グローバル化：資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること

C 地域とともにある、信頼される学校づくり

学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、協働

して、子どもの豊かな成長を支える「地域とともにある学校づくり」（コミュニティ・スクール）を推進します。

また、学校応援活動を行う団体等との連携、伝統文化の継承等を通じた生涯学習との連携など地域と一体となり開かれた、信頼される学校づくりを推進します。

1 地域とともにある学校づくり

《主要施策－1-2①②⑤、2-6①》

- (1) コミュニティ・スクール(※5)の推進・充実
- (2) 信頼される教職員の育成
(使命感や実践的指導力の向上と不祥事防止の徹底)
- (3) 児童・生徒の安心・安全の確保
- (4) 学校施設の開放並びに整備・充実
- (5) 教育的ニーズに対応する学校づくり

※5 コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域住民がともに智慧を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと

D 生涯学習・スポーツの推進と伝統・文化の振興

個人の価値観の多様化などを背景に、生涯にわたって学び自己啓発を続けようとする意識の高まりに応じて、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「なんでも」学ぶことができる生涯学習推進体制の充実を図ります。

また、自ら「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「支える」スポーツなど広がりを見せるスポーツについて、関係機関団体と連携し充実を図ります。

さらに、本町の歴史と伝統に培われた貴重な歴史的資源や文化資源について、これらを地域の宝物であると認識し、保存・活用・継承する施策を推進します。

1 生涯学習推進体制の充実

《主要施策－2-6①②》

- (1) 「生涯学習推進計画」等指針の策定
- (2) 生涯学習活動等学びの場の充実・支援

- (3) 人材の育成と活用
(生涯“楽”習講座の充実)
- (4) 社会教育施設の充実と学校施設等の有効活用

2 スポーツの振興

《主要施策－2-6③④⑤》

- (1) スポーツの普及と発展による地域間交流の促進
- (2) スポーツを通じた健康づくり、地域づくりの推進
- (3) 快適なスポーツ環境の整備・充実

3 伝統・文化の振興

《主要施策－2-6⑥⑦⑧》

- (1) 文化財の保存・活用と地域伝統文化の継承
(国・県指定の文化財の有効活用、町指定古墳を県指定へ)
- (2) 文化芸術活動の振興

E 人権が尊重される心豊かな社会の創造

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「福岡県人権教育・啓発基本指針」、「上毛町人権教育・啓発基本指針」を踏まえ、家庭・学校・地域・職場などの連携を密にしながら、一人ひとりが人権尊重の理念について理解し、お互いを大切に思う意識の醸成を図ります。

1 人権施策の推進

《主要施策－2-5⑤》

- (1) 人権教育・啓発、相談体制の充実